

## 広島県告示第 793 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 21 年 9 月 3 日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都中央区日本橋本町 1-6-1 東邦亜鉛株式会社 代表取締役社長 手島 達也
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県豊田郡大崎上島町東野 5562-1 東邦亜鉛株式会社契島製錬所

### 2 申請の内容

27 ロ 無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機 1 基を廃止し、1 基を設置する。また、排出水の量を変更する。

#### (1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その 1)

27 ロ 無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機 1 基 (石こう遠心分離機 No.4) 廃止

(その 2) 新設

種 類	27 ロ 無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機(石こう遠心分離機 No.4)
能力 ( 1 日 当 た り )	石こうスラリー脱水能力 30 トン

工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日		着手後直ちに		
	使用開始予定年月日		完成後直ちに		
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間連続 (なし)		
	項 目		通常	最大	
	排出される汚水等	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		6~8	6~8
		(単位: mg/l)	化学的酸素要求量	500	500
			浮遊物質	1,000~2,000	1,000~2,000
			鉛含有量	1以下	1以下
			カドミウム含有量	0.5以下	0.5以下
			ひ素含有量	0.5以下	0.5以下
			亜鉛含有量	0.5以下	0.5以下
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		4.2	5.6	
汚水等の排出先		ろ過シクナーに導入			

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

(その1)

排水口名	項 目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大

No.2 電解冷却 水排出口	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )	400	700	800	1,500
----------------------	--	-----	-----	-----	-------

(その2)

排水口名	項 目	変 更 前		変 更 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
No.4 熔鋸炉冷 却水排出 口	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )	18,700	21,500	18,300	20,700

### 3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成21年9月3日から平成21年9月24日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに大崎上島町保健衛生課